

令和3年度 中小製造業 IOT スタートモデル形成事業補助金（2次募集）

1 補助金の目的

この補助金は、釧路 I T クラスター推進協会（以下「協会」という。）が実施する、I o T システム導入によって、自社課題の解決に取り組む釧路市内中小製造業者に対して、当該取組みに係る経費を補助し、その他中小製造業のモデルとなる取組事例を創出することで、中小製造業における業務改善を促進し、生産性の向上ひいては競争力強化に寄与することを目的とする。

2 補助金の内容

(1) 補助対象者

釧路市内に本社を有する中小製造業者

(2) 補助対象事業

釧路市内の事業所に I o T システムを導入することによって、釧路市内の製造現場等の課題解決や改善、自社の生産性向上や競争力強化を図る取組みの中で、市内の中小製造事業者へ波及が期待できるもの。

(3) 補助額等について

①補助上限額：600 千円 ②補助率：4 分の3 以内

3 補助対象経費

機器等導入費	I o T システム導入に係る ①機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi・LPWA・RFID 等のデータ送受信装置、モニター・タブレット等のディスプレイ機器） ②工具・器具（測定工具・検査工具等） ③関連ソフトウェア等の購入、賃借、製作、設置及び改良等に要する経費 ただし、事務処理用の PC、スマートフォン、タブレット端末等は対象外
通信費	I o T システムの活用に付随するクラウド利用料、SIM 利用料など ※補助対象事業期間のみ
工事費	I o T システム導入のための電気通信工事費
委託費	I o T システムの導入及び活用支援に係るコンサルタント費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、協会会長が必要かつ適当と認める経費

なお、以下の経費は補助対象としない。

- 1 消費税及び地方消費税相当分
- 2 通信料等について、既存事業部門との区分不可能な共通経費
- 3 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- 4 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費
- 5 振込手数料
- 6 その他協会会長が不適当と認める経費

4 選考・審査

事業内容の選考は、提出された申請書類を別に定める審査会で審査・採点し、一定基準以上で、かつ上位で評価を受けた計画から予算の範囲内で採択するもの。（書類審査）

一審査のポイント

- ①現状認識：自社の強みや弱みを認識しているか
- ②必要性：IoT の必要性を適切に把握しているか
- ③内容：現状を踏まえ、生産性の向上や課題を解決する内容となっているか
- ④効果：労働生産性が上昇しているか、また、他事業者への波及効果が見込まれるか
- ⑤実現可能性：計画と導入内容、費用が合致しているか

5 応募方法・募集期間

応募書類を釧路 I T クラスター推進協会事務局（釧路工業技術センター内）へ持参、もしくは郵送で受理する。募集期間は、令和3年10月4日（月）～11月4日（木）17時必着とする。

6 問合せ先

釧路 I T クラスター推進協会事務局 （釧路工業技術センター内）
〒084-0905 北海道釧路市鳥取南7丁目2-23
TEL：0154-55-5121